

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当認定請求等の手続き及び保育所等の手続きに番号確認と本人確認が必要となっています。

<p>請求者(本人)が申請する場合 (右の2種類が必要)</p>	<p>1. 請求者の【a.番号確認書類】 2. 請求者の【b.身元確認書類】</p>
<p>代理人が申請する場合 (右の3種類が必要)</p>	<p>1. 請求者の【a.番号確認書類】 2. 代理人の【b.身元確認書類】 3. 代理人の【c.代理権確認書類】</p>

【a.番号確認書類】

<ul style="list-style-type: none"> ・通知カード ・個人番号カード ・個人番号が記載された住民票 ・個人番号が記載された住民票記載事項証明書

【b.身元確認書類】

<p>1点でよいもの</p>	<p>(公的機関発行の顔写真付き身分証明書) 個人番号カード、運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳等</p>
<p>2点必要なもの</p>	<p>各種健康保険被保険者証 (健康保険被保険者証・船員保険被保険者証・共済組合員証・国民健康保険被保険者証)、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童手当証書等</p>

【c.代理権確認書類】

<p>法定代理人</p>	<p>戸籍謄本等</p>
<p>任意代理人</p>	<p>委任状</p>